

# 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県道路附属物自動車駐車場条例		
条 例 番 号	平成 12 年神奈川県条例第 74 号	法 規 集	第 11 編第 4 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部道路管理課		
条 例 の 概 要	道路法第 24 条の 2 第 1 項に定める駐車場料金を徴収する道路附属物である自動車駐車場の管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  ( 現在でも必要な条例か。 )	道路附属物自動車駐車場の利用者は、道路という公共的な空間を一定スペース排他的に使用するものであり、料金を徴収しないことは、特に都市部や観光地等においては、社会通念上、容認されないものであることから、道路附属物自動車駐車場利用者からの料金徴収は必要である。  道路法の規定により、道路附属物自動車駐車場利用者から料金を徴収するためには、道路管理者が条例でその額等を定めなければならないとされていることから、本条例は必要である。	[施設] ・由比ガ浜地下駐車場  ・片瀬海岸地下駐車場
	有効性  ( 現行の内容で課題が解決できるか。 )	本条例は、道路附属物自動車駐車場の設置及び適正な管理等を図る上で有効に機能している。 ただし、年末年始の終日開場や夏期の週末の開場時間の延長など、特定日における開場時間について、利用者ニーズに配慮した見直しが必要である。 (現在は、条例第10条第3項の規定に基づいて、その都度、開場時間を変更している。)	[H20. 1月～12月利用数] ・由比ガ浜： 62, 286台 ・片瀬海岸： 116, 326台
	効率性  ( 現行の内容で効率的といえるか。 )	道路附属物自動車駐車場に係る施設の維持管理業務及び利用者の誘導、案内業務等について、指定管理者制度を導入しており、効率的な施設運営が行われている。	[指定管理者] ・18年度～20年度 由比ガ浜：神奈川県道路公社 片瀬海岸：(株)湘南なぎさパーク ・21年度～25年度 同上
	基本方針適合性  ( 県政の基本的な方針に適合しているか。 )	交通事故及び交通渋滞の原因となる違法駐車車両を削減し、県民の安全な生活環境の向上を図る施設として道路附属物駐車場を設置するため、道路法の規定に基づいて定めたものであり、また、指定管理者制度を導入し、「行政システム改革基本方針」の考え方にも合致している。	
	適法性  ( 憲法、法令に抵触しないか。 )	道路法及び地方自治法の規定に基づく内容となっており、憲法、その他法令に抵触しないものである。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。  ( <del>改正・廃止</del> を検討する。 )	理 由	特 記 事 項
		利用者ニーズに対応するため、夏期の開場時間延長等の改正を検討する。	今後も指定管理者の再指定の時期を踏まえ、条例見直しを実施する。
次回見直し予定	平成 24 年度	見直し規定の有無	有 ・ (無)